じん肺健康診断の実施の有無にかかわらず、12 月末現在のじん肺に関する健康管理の実施状況を翌年の 2 月末までに提出する必要があります。

様式第 8 号裏面の備考欄を優先してください。
わかりにくい場合は以下を参考としてください。

① 労働保険番号を記入してください。

② 12 月末日現在の在籍労働者数（常時使用する労働者数）を記入してください。

③ 事業場の名称を記入してください。

④ 事業の種類を記入してください。

⑤ 事業場の所在地及び電話番号を記入してください。

⑥ 報告対象とした年を記入してください。

⑦ 対象年に実施したじん肺健康診断実施年月日を記入してください。
なお、対象年にじん肺健康診断を実施していない場合は、記入する必要はありません。

⑧ じん肺健康診断実施機関の名称及び所在地を記入してください。
２箇所以上で実施した場合は、それぞれについて記入してください。
なお、対象年にじん肺健康診断を実施していない場合は、記入する必要はありません。

⑨ 裏面のコード番号とコード番号に対する常時従事する労働者数を記入してください。粉じん作業コードが５以上ある場合は複数枚作成してください。
なお、粉じん作業コードに対して労働者が重複する場合があります。

⑩ 対象年に実施したじん肺健康診断実施者の延数を記入してください。
（イ）～（ニ）を合計した人数を記入してください。

じん肺健康管理実施状況報告（様式第８号）記入にあたっての注意事項

様式第8号（第37条関係）

8 0 3 0 8

じん肺健康管理実施状況報告

ページ ／ 総ページ

① 労働保険番号	2 8 1 0 7 0 0 0 0 0 0（都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号）	② 在籍労働者（12月末日現在）	１９ 人
③ 事業場の名称	（株）〇〇工業　加古川工場	④ 事業の種類	金属製品製造業
⑤ 事業場の所在地	郵便番号（ 675-0017 ） 加古川市野口町良野１７３７ 電話 079（422）5001		
対象期間	7：平成 → 7 2 6	健診年月日	⑦ 7：平成 → 7 2 6 0 6 3 0（元号 年 月 日）
定期健康診断実施機関の名称	〇〇健診センター		
⑧ 定期健康診断実施機関の所在地	加古川市野口町良野１７３７		

粉じん作業従事労働者数（12月末日現在）

⑨

粉じん作業コード	上記作業従事労働者数	粉じん作業コード	上記作業従事労働者数	粉じん作業コード	上記作業従事労働者数	粉じん作業コード	上記作業従事労働者数
0 7 0	１０ 人	2 0 1	５ 人	2 0 2	１０ 人		人

⑩ 本年中に実施したじん肺健康診断実施者の延数　計（（イ）～（ニ））　１０ 人

⑪

（イ）就業時健康診断（法第7条）	（ロ）定期健康診断（法第8条） 小計	第1号	第2号	第3号	第4号	（ハ）定期外健康診断（法第9条） 小計	（ハ）のうち肺癌対応に関する検査の実施	（ニ）離職時健康診断（法第9条の2）
人	１０ 人	8 人	人	2 人	人	人	人	人

（*1）粉じん作業従事労働者及び粉じん作業に従事したことがある労働者のじん肺管理区分別内訳（12月末日現在）

⑫

計（（イ）～（ホ））	（イ）管理１	有所見者数小計（（ロ）～（ホ））	（ロ）管理２	（ハ）管理３イ	（ニ）管理３ロ PR3	PR4(A、B)	（ホ）管理４ PR4(C)	F(++)	その他
１０ 人	8 人	2 人	2 人	人	人	人	人	人	人

従来管理１であった労働者で本年中に新たに管理２、管理３又は管理４と決定されたものの数 ⑬	人	（*2）本年中に粉じん作業から他の作業に転換した労働者の数 ⑭	計 人	管理２ 人	管理３イ 人	管理３ロ 人
過去に粉じん作業に従事させたことのある労働者で、12月末日現在において、他の作業に従事しており、かつ、じん肺管理区分が管理２又は管理３であるものの総数 ⑮	2 人	（*3）じん肺管理区分が管理２又は管理３である労働者で、じん肺法施行規則第１条各号に掲げる合併症により、本年中に療養を開始したものの数 ⑯	計 人	1号 人	2号 人	3号 人
				4号 人	5号 人	6号 人

⑰

産業医等	氏名	衛生 一郎（印）
	所属医療機関の名称及び所在地	〇〇医院 加古川市野口町良野１７３７

⑱ 平成 27 年 2月28日

加古川 労働基準監督署長経由
兵庫 労働局長殿

事業者職氏名 工場長 労働 太郎（労働印）

受付印

⑪（イ）就業時健康診断
就業時健康診断を実施した場合に受診労働者数を記入してください。
（ロ）定期健康診断
定期健康診断を実施した場合に受診労働者数を記入してください。

【定期健康診断欄の第１号から第４号までの説明事項】
第１号：常時粉じん作業に従事する労働者で、管理１の者の延べ人数
第２号：常時粉じん作業に従事する労働者で、管理２又は管理３の者の延べ人数
第３号：過去に常時粉じん作業に従事していたが、現在粉じん作業に従事していない労働者で、管理２の者の延べ人数
第４号：過去に常時粉じん作業に従事していたが、現在粉じん作業に従事していない労働者で、管理３の者の延べ人数

（ハ）定期外健康診断
じん肺法第９条に基づいて、臨時にじん肺健康診断を実施した場合に受診労働者数を記入してください。
（ニ）離職時健康診断
じん肺法第９条の２に基づいて、離職時健康診断を実施した場合に受診労働者数を記入してください。

⑫ 現在粉じん作業に従事している労働者と過去に粉じん作業に従事していたことのある在籍労働者の内訳を記入してください。

【じん肺管理区分に対する注意事項】
じん肺の所見がないと診断された労働者の人数は、「（イ）管理１」の欄に記入する。
じん肺健康診断の結果、所見があると診断された者は、エックス線写真等の提出書により兵庫労働局長へ提出した上で、兵庫労働局長から交付されたじん肺管理区分決定通知書により判断する。

⑬ 管理１であった者が管理２、管理３又は管理４に変更となった者の人数を記入してください。

⑭ 粉じん作業から他の作業に転換した者の人数を記入してください。

⑮ 過去に粉じん作業に従事させたことのある者で他の作業に従事し、管理２又は管理３である人数を記入してください。

⑯ 管理２又は管理３の者で合併症により、対象年に療養を開始した者の人数を記入してください。治癒しても含めてください。

【合併症に対する説明事項】
１号：肺結核
２号：結核性胸膜炎
３号：続発性気管支炎
４号：続発性気管支拡張症
５号：続発性気胸
６号：原発性肺がん

⑰ 労働者数が 50 人以上の場合に産業医の氏名の記載及び押印が必要です。氏名の記載及び押印の代わりに署名でも構いません。50 人未満の場合は空欄で結構です。

⑱ 事業場代表者の氏名の記載及び押印が必要です。氏名の記載及び押印の代わりに署名でも構いません。